

とちぎ食の安全・安心推進会議（第35回）議事録

1 日 時 令和8(2026)年2月9日(月) 14:00~15:30

2 場 所 栃木県公館大会議室(宇都宮市昭和1-1-38)

3 出席者(名簿順)

- (1) 出席委員 荒牧委員、今村委員、菊地委員、塚原委員、中村委員(副会長)、野澤委員、服部委員、藤波委員、堀口委員、前田委員、松本委員、室井委員、茂木委員、和久井委員
- (2) 欠席委員 石井委員(会長)、小菅委員
- (3) 事務局(県) 斎藤保健福祉部次長、高山農政部次長、小島保健福祉部参事兼医薬・生活衛生課長 ほか

4 議事録

【司会】

ただいまから第35回とちぎ食の安全・安心推進会議を開会いたします。

はじめに、本日の予定を説明させていただきます。開会挨拶の後、議事に入りますが、情報提供等も含めまして、おおむね午後3時30分の終了を予定しておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、委員の出欠について御報告いたします。本日は委員名簿にあります16名の委員のうち、14名の委員に御出席をいただいております。従いまして、とちぎ食の安全・安心推進会議規則第5条第2項の規定に基づく過半数の委員の出席の規定を満たしており、本会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

それでは開会に当たり、栃木県保健福祉部次長から御挨拶を申し上げます。

【保健福祉部次長】

本日は、足元が悪い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、第35回とちぎ食の安全・安心推進会議の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、食品安全行政をはじめ、県政の推進につきまして日頃から格別の御理解と御協力を賜り、またお忙しい中、当会議に御出席いただき厚く御礼申し上げます。

さて、今年度の県政世論調査での食品の安全性に関しまして、大いに不安を感じている、あるいは多少は不安を感じていると回答した方が合わせて68.3%と7割近い方が何らかの不安があると答えているところでございます。

食は、私たちが健康で豊かな生活を送る上で欠かすことのできない、極めて重要なものがございます。県民の食への関心が高いことを踏まえまして、県では、食品の安全性の確保を県政の重要な課題の一つと位置づけているところでございます。

県では、これまで「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」に基づく政策の推進に加えまして、様々な食に関する突発的な事案や課題につきましても、その都度、関係機関と連携して適切な対応に努めてきたところでございます。

引き続き、庁内関係部局はもとより、関係団体や食品関連事業者の皆様と一丸となって、生産から消費に至る各段階における各種施策を、総合的かつ計画的に展開し、食の安全・安心の確保に関する施策を、より一層推進して参りたいと考えているところでございます。

本日の会議では、令和8年度から始まる次期基本計画となる5期計画の案につきまして、委員の皆様から御意見や御提言をいただきたいと考えているところでございます。

結びに、限られた時間ではございますが、委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

【司会】

それでは、これより議事に入ります。

この後の進行につきましては、会議規則第4条及び第5条に基づき、中村好一副会長にお願いいたします。

【副会長】

本日は、先程御案内のように、石井会長が所用のため御欠席ということで、私が会議を進めさせていただきます。御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

本日の議事が、2題でございますけれども、メインは基本計画の最終確認といったことになろうかと思ひます。活発な御議論をお願ひいたします。

それでは、議題に入りたいと思ひます。

議題1のとちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画5期計画（案）についてから始めたいと思ひます。

事務局から説明いただいた後に、委員の皆様から御意見、御質問を受けたいと思ひます。

それではまず、事務局より御説明をお願ひいたします。

御説明は着座のままで結構でございますので、よろしくお願ひいたします。

【保健福祉部参事兼医薬・生活衛生課長】

議題1 とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画5期計画の案につきまして御説明申し上げます。

先程の保健福祉部次長からの挨拶にもございましたように、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」、現在の4期計画につきましては、今年度が計画の最終年度となりますことから、今年度、次期計画である5期計画を策定することとしており、委員の皆様には、令和7年2月、そして7月に開催しました当会議におきまして、計画の骨子、素案について、御意見をいただいたところです。

まず、これまでの経過について簡単に御説明させていただきます。

昨年度、令和7年2月に開催しました第33回の当会議では、現状と課題、4期計画の進捗状況等から、5期計画の目指すべき方向をお示しし、骨子案について御審議いただきました。

内容といたしましては、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」に定められている、本計画の目的である、「食の安全」及び「食の安心・信頼性の確保」のためには、食品の安全性が科学的な根拠に基づいて確保されていることに加えまして、その取組を消

費者、生産者、事業者、行政等の関係者が情報共有し、相互の信頼性が高まることにより、食に対する安心を得ることが何よりも重要でありますことから、従来の施策の継続を基本としつつ、食の安全・安心にまつわる情勢の変化や国の動向等をふまえ、基本目標の1つ目を「生産から販売に至る各段階における食の安全の確保」、2つ目を「消費者の食に対する信頼性の確保」としました。更に、食の安全を将来にわたり継続的に確保するためには、食の安全に係わる全ての人材が高い専門性を持つことが重要でありますことから、基本目標の3つ目を「将来にわたる食の安全の確保」として、目的別に基本目標及び施策目標を整理し、御了承をいただいたところです。

そして、今年度は、前回7月に開催しました、第34回の当会議におきまして、施策目標に沿ったそれぞれの施策の展開を素案としてお示しし、5期計画では、3つの基本目標、16の施策目標、39の個別事業を設定し、そのうちの19の項目について指標を設け、それぞれの指標及び目標値について御意見をいただき御了承をいただいたところです。

これまで御審議いただきました結果をふまえまして、事務局で5期計画案として整理し、昨年11月26日から12月25日の1か月間、広く県民の皆様からの意見をいただくこととして、パブリック・コメントを実施いたしました。

今回お示しいたしております、「食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（5期計画）（案）」につきましては、前回の会議でいただきました御意見等及びパブリック・コメントの結果を反映しつつ、それぞれの基本目標、施策目標における【施策の展開（個別事業）】について、主な取組内容を記載したものとなっております。

それでは、早速ですが、5期計画の案につきまして、まず農政部関連項目について御説明いたします。

【農政部次長】

よろしく願いいたします。

「資料1 5期計画（案）」の4ページ「施策の体系一覧」及び5ページ「目標値一覧」を御覧ください。基本目標1の「生産から販売に至る各段階における食の安全の確保」は、生産段階における農産物、畜産物、水産物、特用林産物ごとに施策目標を設けており、主に農政部に関連する項目であります。

(1) 施策目標「①安全な農産物の生産の推進」についてですが、農産物の安全確保を図るため、生産段階では、農薬や肥料の適正な使用や衛生管理等を徹底するとともに、生産者自らが農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことにより持続的な改善を推進することとしたいと考え、4つの施策展開（個別事業）と2つの指標を設定しています。

5期計画での指標としましては、「「農薬管理指導士」の新規認定者延べ数」を、1つ目の指標に設定したいと考えております。こちらは、農薬使用者、農薬販売者及び営農指導員等を対象に、農薬に関する専門的な研修と研修内容の習熟度合いを判定するための試験を実施し、一定水準以上の知識を有する者を農薬の取扱いについて指導的役割を担う者として育成する取組です。これを引き続き指標として設定します。

2つ目の「イ 農薬使用者・販売者に対する立入検査件数」については、4期計画から継続の指標になります。

県内の農薬販売届を出している店舗数は約1,000件あり、概ね5年間で1度、農薬取締法に基づく立入検査を実施できるよう計画しており、引き続き、農薬使用者及び農産物等の安全性確保に取り組みます。

前回7月の会議において、4期計画の指標にあった「県GAP規範に基づく取組及び農場点検を行う組織」について制度廃止のため指標から削除することをお示ししたところ、「農薬管理だけを指標とし、GAPに関する指標を削除するのは4期計画から後退している印象になるのでは」という御意見がありましたが、6ページ【施策の展開（個別事業）】にあるように、「2 GAPの実践による安全な農産物の生産促進」として、指導者の養成や認証取得の推進等により、GAPの推進は継続して取り組んで参ります。

また、「天敵農薬の使用面積」については、計画の構成見直しに伴い、「基本目標3将来にわたる食の安全の確保」中の(3)①へ移動しております。

天敵農薬の活用を含むIPM（総合的病害虫・雑草管理）の様々な手法により、環境に配慮した農業の推進に寄与するものと考えます。

6ページの「II施策の体系と展開」中の文章については、4期計画から大きな変更はございませんが、【現状と課題】〇3つ目で、生産者と農薬販売者それぞれへの指導についてわかりやすく整理しました。また、【施策の展開（個別事業）】の“3農薬の使用者及び販売者に対する指導・監視の実施”について、【現状と課題】にあわせて順序を入れ替え、表現の修正を行っています。

続きまして、施策目標②「安全な畜産物の生産の推進」については、家畜の飼養衛生管理の更なる向上、動物用医薬品の適正使用等を図ることにより、安全な畜産物の供給を推進するため、3つの施策展開（個別事業）と3つの指標を設定しております。

4期計画で定めていた1つ目の指標、「動物用医薬品、飼料に関する指導・検査数」については、これまで軽微な指導事例はあるものの、重大な問題は見られず、立入検査、収去検査等で適正使用が確認できていることから削除しました。

また、4期計画中2つ目の指標であった「HACCP方式に基づく管理手法の指導（農家指導実施件数）」は、HACCP方式の基礎は飼養衛生管理基準に基づいた指導であることと位置付け、「家畜生産農場における衛生管理対策の指導」を5期計画1つ目の指標として整理します。

さらに4期計画中3つ目の指標であった「人獣共通感染症のサーベイランスの強化（家きん飼養農場に対する高病原性鳥インフルエンザウイルス検査実施件数）」は、特定家畜伝染病防疫指針の改正を踏まえ、指標から“家きん飼養農場に対する高病原性鳥インフルエンザウイルス検査実施件数”を削除していますが、鳥インフルエンザウイルス検査の実施自体は継続いたします。

5期計画3つ目の「家畜生産農場における薬剤耐性菌の調査」は、家畜生産農場での衛生管理に加え、農場における不明疾病の原因究明を行う病性鑑定を通じて実施し、安全な畜産物の生産につなげる考えです。

また、8ページから9ページの【現状と課題】や【施策の展開（個別事業）】は、目標値に合わせた文章の一部削除はございますが、施策目標①と同様に、4期計画から大きな変更

はございません。

続きまして、10 ページを御覧ください。施策目標③「安全な水産物の生産の推進」については、水産用医薬品の適正使用等の養殖衛生管理の更なる向上を図ることにより、安全な水産物の供給を推進することとし、2つの施策展開（個別事業）と1つの指標を設定しています。

指標は従来どおり、養殖業者や漁協など全57事業者を対象にした巡回指導を継続するため、「養殖等経営体に対する養殖衛生管理指導」といたします。

なお、4期計画で指標としていた、「各漁協管内における放射性物質モニタリング検査」ですが、県内水産物の規制がすべて解除され、安全性は既に確認されていることから、指標としては削除いたしますが、モニタリング検査自体は引き続き取り組んでいきます。

続きまして、そのほかパブリック・コメントでいただいた意見への回答について、御説明いたします。

資料2のNo.1を御覧ください。基本目標1(1)施策目標②“安全な畜産物の生産の推進”内の【施策の展開（個別事業）】5畜産農家の家畜生産における飼養衛生管理レベルの向上へ、「アニマルウェルフェアの視点を積極的に取り入れるべき」と御意見をいただきました。

こちらについてですが、県では、別途、畜産物の安定的供給を目的に、「栃木県家畜改良増殖計画」を策定しており、その中でアニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理について、周知及び普及に取り組んでおりますので、引き続きこちらで推進していく旨の回答を考えております。

続きまして、No.2を御覧ください。こちらでは、「29 地産地消の促進」や「35 環境に配慮した農業の推進」、あるいは「39 食に感謝する心の醸成及び食環境づくりによる食育の推進」など、適切な箇所では「有機農業など環境保全型農業の生産物」の利用拡充や促進について取り上げるべきと意見をいただきました。

有機農業などの環境に配慮した農業の推進は、28 ページの●3つ目「先進的な有機農業者と連携した支援体制の整備などによる有機農業に取り組みやすい環境づくり」によって推進して参りますので、こちらで代えさせていただきます。

また、学校給食への利用拡充については、国のみどりの食料システム戦略にも位置づけられているため、資料1の24 ページ3行目【施策の展開（個別事業）】「29 地産地消の促進」において、「有機農産物や特別栽培米の学校給食への利用促進をはじめ」と修正する考えです。

なお、「消費活動の推進について」は、後ほど保健福祉部から説明いたします。農政部からの説明は以上となります。

【保健福祉部参事兼医薬・生活衛生課長】

続きまして、農政部以外の関連事項について御説明いたします。

限られた時間でございますので、前回の会議で御意見をいただき修正させていただきました部分を中心に御説明し、併せて、パブリック・コメントで御意見をいただきました点に関する県の考え方について御説明いたします。

資料1、11 ページを御覧ください。基本目標1(1)④「安全な特用林産物の生産の推進」

についてです。一番上の施策目標の下、2行目を御覧ください。前回の会議では、仮称となっておりました、原木しいたけの生産に関するガイドラインにつきましては、「栃木県きのこの放射性物質低減対策ガイドライン」に名称が決定しましたので、記載を変更しております。4期計画から引き続き、巡回指導及び、当該ガイドラインに基づき、特用林産物の安全性を確保して参ります。

次に、同じく資料1、12ページを御覧ください。基本目標1(2)①「食品等事業者による衛生管理の推進」についてです。こちらの基本目標におきましては、現行の4期計画では、当初、県内の食品等事業者の自主衛生管理の底上げを図るため、本県独自の食品自主衛生管理認証制度である「とちぎ HACCP」の規定を設け、認証の取得促進と制度の質の維持を図ってきたところです。前回の会議でも少しふれさせていただきましたが、令和3年6月に食品衛生法が一部改正となり、食品等事業者における HACCP に沿った衛生管理が法令上、義務化となりましたことから、今後のとちぎ HACCP のあり方について、認証機関との検討を重ねてまいりました。その結果、HACCP は行政が認証するものから、各事業者が法令上、自主的に取り組まなくてはならないものと制度化されましたことから、令和12年3月末までに段階的に終了することといたしました。本件につきましては、過日、委員の皆様方に通知によりお知らせさせていただいたところでございます。これらのことから、5期計画では、「とちぎ HACCP の推進」としては記載しないことといたしましたので、御理解ください。

続きまして、17ページを御覧ください。基本目標1(3)①「食品安全行政の総合的な推進」についてでございます。前回の会議におきまして、必要な放射性物質のモニタリングの実施は継続してほしいとの御意見をいただいております。放射性物質のモニタリング検査や、食品衛生法上の基準を逸脱した食品等が確認された場合の流通を防止する体制は、引き続き確保することを明記することとして、現状と課題の3つ目に、「引き続きモニタリング検査の実施により放射性物質の低減状況を確認する必要があります。」と記載しております。18ページを御覧ください。4期計画では、「生産段階での安全確保」として、「農産物」「畜産物」「水産物」の各施策目標の中で、それぞれ放射性物質対策や放射性物質モニタリング検査の実施を個別事業として記載しておりました。この点につきましては、必要な対策が定着していること、出荷制限の解除により放射性物質対策の目的が達成された事業もありますことから、このページの【施策の展開（個別事業）】の21の一番下の項目として「県産農林畜水産物の放射性物質モニタリング検査や流通食品の検査の実施及び基準を逸脱した食品等が発見された場合の流通を防止する体制の確保」と、一括して記載することとしたいと考えております。

続きまして、26ページを御覧ください。基本目標3(1)②「将来に向けた、食品安全に関する理解促進及び人材の育成・支援」についてです。ページ中段の「施策の展開」の「31 食品の安全性に関する知識習得への支援」を個別事業とし、小・中学生、食品に関する分野で学ぶ高校生、栄養士、調理師、製菓衛生師養成施設等の生徒・学生を対象とした知識習得への支援を行うこととしたいと考えております。指標といたしましては、このページ一番下の表で、「県内小・中学校を対象とした講習会の実施市町数」としてしております。この指標に関しては、前回の会議では、「講習会を受講した児童の理解度」としておりましたが、対

象者が毎年変わるという特性上、継続して実施することが重要との御指摘をいただきましたことから、宇都宮市を除く、県内全市町で食品安全に関する学びの場を設定する、と修正することとし、目標値につきましては、現在の4期計画同様、「年間5市町以上」としたいと考えております。

次に、パブリック・コメントでの御意見に対する県の考え方について御説明させていただきます。

資料2の1ページ、No. 2を御覧ください。さきほど、農政部から、「有機農業など環境保全型農業の生産物」の利用拡充に関する御意見への対応について御説明いたしましたが、更に、基本目標3「将来にわたる食の安全の確保」の箇所においても、「エシカル消費」として取り上げてほしいとの御意見をいただきました。

「エシカル消費」について、少々御説明いたします。消費者庁の定義としましては、「エシカル消費」とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことをいうとされております。消費者それぞれが、各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと、ということでもあります。

資料1の30ページを御覧ください。基本目標3(3)②「環境に配慮した消費活動の推進」の【現状と課題】の○の4つめに、「エシカル消費」という文言を追加し、また、31ページの【施策の展開(個別事業)】「38 消費者の行動変容等を通じた食品ロスの削減の促進」の●の1つめに、「食品ロスの現状や事業者の有効な食品ロス削減への取組の事例、エシカル消費等を通じた食べ物をムダにしない意識の醸成や行動の変容を促進」と「エシカル消費」の文言を追加したいと考えております。

続きまして、資料2を御覧ください。2ページ、No. 3になります。基本目標1(2)①「食品等事業者による衛生管理の推進」の【施策の展開(個別事業)】「12 HACCPに沿った衛生管理の定着促進」についてです。資料1では、13ページ中段になります。ここでは、HACCPの定着促進を図る上では、小規模事業者への指導助言が最も重要であるため、5期計画への記載の追加を希望するとの御意見をいただきました。県といたしましても、小規模事業者への指導助言は重要と考えており、引き続き食品衛生監視指導計画に基づく現地確認時等において、指導、助言及び定着促進を行っていくこととしております。現在の4期計画における、「小規模事業者のHACCPの取組具合の確認」を指標とした経過といたしまして、ちょうど、この4期計画初年度の令和3年度の6月が食品衛生法の一部改正に伴う食品等事業者におけるHACCP制度の導入開始の時期であり、小規模事業者の取組具合の推移を確認し、その後の県としての指導方針の検討の参考にすることを目的として、「小規模事業者のHACCPの取組具合の確認」を指標としたところです。前回の会議でも御説明いたしましたが、令和3年6月の改正食品衛生法の完全施行後、5年が経過し、これまでの食品等事業者に対する監視指導において、点検5項目のうち、「重点管理項目(CCP)の設定」と「衛生管理の記録」の定着が主な課題であることが整理されたこと、また、当初の目標も達成見込みでありますことから、5期計画における指標としての設定はしないこととしております。今後、小規模事業者におけるHACCPの取組につきましては、毎年策定する「栃木県食品衛生監視指導計

画」に基づき、先程申し上げました CCP 設定と記録を重点的に、丁寧な指導助言を行うこととし、更なる定着促進を図って参りたいと考えております。

続きまして、資料 2、同じページの No. 4 を御覧ください。同じく基本目標 1 (2)①「食品等事業者による衛生管理の推進」で【施策の展開 (個別事業)】「14 給食施設における衛生管理の徹底並びに食物アレルギー発生予防及び発生時の体制整備」についてです。資料 1 では、14 ページ上段となります。県内小・中学校の給食施設について、アレルギー対応の専用調理室、又は専用コーナーを設置していない施設を減らすために、「アレルギー対応調理施設や設備の拡充」の追加を希望するとの御意見をいただきました。学校給食施設や設備につきましては、それぞれを所管する市町や県の教育委員会が管理しており、「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、対応食を調理する作業を区別化し、対応のための調理指示書、調理工程表及び作業動線図を作成し、事故予防に努めているところです。また、アレルゲン混入防止ため、食材検取時の確認のほか、区画された部屋や専用スペースでの調理による適切な対応について、研修会等で啓発しているところでございます。個別事業 14 の 2 つ目の項目に記載しておりますとおり、県といたしましては、指針に基づき適切に対応されるよう、給食施設職員への各種ガイドラインの啓発や研修会における周知などの取組を継続していきたくと考えております。

続きまして、資料 2、3 ページの No. 5 を御覧ください。基本目標 1 (2)②「食品等事業者に対する監視指導の充実」についてです。資料 1 では、16 ページ上段となります。【施策の展開 (個別事業)】「16 計画的かつ効率的な食品衛生監視指導の実施」におきまして、1 つ目の項目として、案におきましては、「食品の特性及び流通の広域性を勘案した効果的な監視指導計画の策定及び監視指導の実施」としておりましたところ、「一般県民には何を実施するかイメージできないため、具体的な記述がなされるべき」との御意見をいただきました。資料 1 の 16 ページ、四角で囲まれた部分を御覧ください。御意見をいただきました該当項目につきまして、「取り扱う食品の製造量、流通の規模並びに食中毒をはじめとした健康被害の発生リスク等、消費者に対する食品衛生上の影響の大きさを勘案した効果的な監視指導計画の策定及び監視指導の実施」と具体的な表現とし、本県の監視指導計画の考え方がより分かりやすくなるような記載としたいと考えております。なお、監視指導に関する内容の詳細につきましては、重点項目や食品検査などの分野ごとの年度計画である「栃木県食品衛生監視指導計画」に細かく記載しておりますことから、今後も県ホームページでの公開等を通じて、県の食品衛生監視指導の実施方針等について、県民の皆様幅広くお知らせして参りたいと考えております。

最後に、資料 2、同じページの No. 6 を御覧ください。全体的なこととして、「食品開発における新たなバイオテクノロジーに関して、従来の科学的知見や検査手法、検査体制などを見直し、生態系や人体への安全対策などに対応できるようにしてほしい」との御意見をいただきました。新たなバイオテクノロジーで開発された食品を含む新開発食品等につきましては、食品衛生法において、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認められるときは、国が審議会の意見を聴き、販売することを禁止することができるとされております。新開発食品等については、リスク評価、すなわち食品健康影響評価を行う国、食品安

全委員会の動向を注視していくとともに、食品衛生法や食品表示法などの関係法令に基づく監視指導、食品検査等を行うこととし、併せて、国が公表する情報について、消費者への幅広い情報提供に努めて参りたいと考えています。

前回の会議でいただきました御意見等をふまえた主な変更、修正点、パブリック・コメントでの御意見への県の考え方等の説明につきましては以上になります。

ただいま御説明させていただきました、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（5期計画）（案）」につきましては、今後のスケジュールといたしまして、本日の会議で御了承をいただきました上で、3月末に決定、公表を予定しております。

なお、県における決定手続の中で、細かな文言や表現等の修正が発生した場合につきましては、私ども事務局での対応とさせていただきます。

県としましては、本計画に基づきまして、次年度以降も引き続き、関係機関、団体との連携強化を図りながら、食の安全・安心・信頼性の確保に万全を期すべく、積極的に取り組んで参ります。よろしくお願いたします。

【副会長】

ありがとうございました。ただいま事務局として、農政部、それから保健福祉部から、5期計画の案について御説明をいただきました。これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問を承りたいと思います。

【委員】

御説明ありがとうございました。大変分かりやすかったです。

パブリック・コメントが全部で6個出ていますが、その内の一つを除いては、全部安全に関係する内容だったと認識しています。まず、その安全に関係する内容につきまして、回答には説明が丁寧にしてあり、私もこれで納得しています。一方で、御指摘があった中に、例えば目標値がなくなったものに対する反応があったと思います。目標値がなくなったものについては、目標値を加えるということではなく、本文中に入れるという方法と、本文中からも抜けたという、2つの対応になっています。私としては、目標値に復活させるのではなく、パブリック・コメントの回答が本文中に入ればよいと考えました。例えば、パブリック・コメントの1番で、「栃木県家畜改良増殖計画」が既にあるということですので、これに基づいて、周知及び普及を推進する、と本文中に記載すればクリアになるのではないかと思います。

資料2の3番についてですが、HACCPのことは、食品衛生監視指導計画に基づいて小規模事業者を含めて定着推進をしていきます、という文言を本文中に入れればよいと思いました。

4番についても、先ほど御説明もありましたけれども、啓発をしていくとのことですので、施設についてコメントをすることは無いと思いますが、その啓発を充実していくことが本文中で分かればよいと思いました。

6番の新開発食品については、国の対応は別にして、例えば、資料1の基本目標3の将来にわたる食の安全確保や、政府は新開発食品についてはリスクコミュニケーションをやっているため、基本目標2の食に対する信頼性の確保の27のリスクコミュニケーションのと

ころに新開発食品についても皆が理解できるように実施します等、記載してはいかがでしょうか。この回答では、速やかな情報提供に努めてまいります、と書いてあるため、そのままを書けばいいと思います。ここに来ている人たちは説明を聞いていますし、意見を出した人は気にしているので回答を読むと思うのですが、問題なければ、計画にも、普及啓発します、と書いてはいかがかなと思います。これらはすべて消費者がリスクになると感じており、食の安全に関してのコメントですので、真摯に対応すべきだと思います。

最後に2番ですが、これは安全の話ではないと認識しております。まさに有機農法やGAPというものは環境負荷軽減のためのものになっております。そこで、今回、「栃木グリーン農業推進方針」を拝見させていただきました。それに関係しているかどうかは分かりませんが、有機農業に関する消費者アンケート調査というのを栃木県は毎年実施されておられます。この消費者アンケート調査の結果を見ますと、有機の農産物を購入する理由が、安全性が高いと思うから、という選択肢が最も選ばれており、2025年では75%になっていました。有機農法と安全性は無関係のものでございます。これは消費者が誤認していると私は認識しておりますので、その誤認を解くためのものとしては、リスクコミュニケーションがあると思っております。そのように思い、24ページを見ますと、違和感がすごくありまして、リスクコミュニケーションはあくまでもリスクに対応する話で、誤認をなくすようなコミュニケーションであります。リスクコミュニケーションを実施するための場の設定の中で給食での有機農産物の利用促進が書かれているのは違和感があります。私は給食での利用促進をどうこうしようとするものではありませんが、なぜ様々な衝突が起きているかという、信頼性というものは、基本的にリスク管理機関の専門性を周りの人たちが認知しているかどうか、それからリスク管理機関の姿勢、リスク管理機関の価値類似性、この3つになります。私は有機農法に関しては特に安全の話ではないし、この価値類似性というところに引っかかっている人たちがいるのではないかと感じております。それを選択ができない給食で提供することに対して大丈夫なのか、反対しますという声が出てきます。しかし、有機農業は環境負荷軽減のためには非常に良いことではありますので、それを推進すること自体否定するものではないとすれば、どこに置くのがいいかと考えますと、例えば、基本目標3の将来にわたる食の安全の確保の(3)②環境に配慮した消費活動の推進などにとどめておき、24ページには書かない方がいいと思いました。全く書かないという話ではないので、考えていただければと思います。なぜならば、安全の話でないことから、政策の体系一覧の基本目標1(1)①安全な農作物の生産の推進に有機農業の話が出ておりません。そのようであれば、エシカル消費等の方に位置付けるといいと思われ、計画の中で矛盾しているのは良くないと思います。以上です。

【副会長】

事務局、いかがでしょうか。

【保健福祉部参事兼医薬・生活衛生課長】

御意見ありがとうございました。記載する場所については、再度検討したいと思います。リスクコミュニケーションにつきましては、先生がおっしゃるように、非常に重要であるということで、指標として位置付けておりますので、安全と今回の地産地消は切り分け、改め

て整理させていただければと思います。

【農政部次長】

御意見ありがとうございました。有機農産物につきましては、まさに先生のおっしゃる通りで、必ずしも公的なエビデンスでは、その安全性を示すようなものがないというような状況でございます。確におっしゃる通り、安全というよりも、先生もおっしゃってくださいましたけども、農業も産業でございます、環境負荷を非常にかけているため、その負荷を低減するやり方の中の一つとして、有機農業がありますが、どうしても、有機農業にしても減農薬・減化学肥料農業にしても、コストがかかりますので、このようなものを広める上で、国でも、オーガニックビレッジの支援など、学校給食で推進しているところがあり、この辺をうまく盛り込みたいと入れてみたのですが、確かに先生のおっしゃる通り、安全の部分と整理した方がいいと思いますので、受け止めまして、対応していきたいと思います。

【副会長】

パブリック・コメントの意見に対してオーソライズするときに、有機農業をこちらに入れますと、有機農業と安全が違うもの、別物であるにもかかわらず、有機農業だから安全であると誤解させるような感じが私自身もいたします。

それを考えますともう一つ、パブリック・コメントの1番のアニマルウェルフェアについても同様です。アニマルウェルフェアは、最近話題になっていますし、大切な話だと思いますが、食の安全ということについては、直接関係がないので、本計画で触れるのではなく、別の計画等で触れています、ということで対応することが非常に良いやり方ではないかと私は思っておりますので、御配慮いただければありがたいと思っております。

では、この議題に関してはよろしゅうございますか。

次に進めさせていただきます。議題のその他でございますけど、事務局や委員の方から、何かございますか。

【委員】

お世話になります。小規模事業者の団体でございます。県保健福祉部の皆様におかれましては、様々なところで、人だけではなく、鶏や牛や魚を原因とした食の安全に関する事件にも気配りいただきまして感謝申し上げます。私たちも、食品事業者として食の安全・安心を一番大切に考えております。このような基本計画を出していただくことによって、また、このような衛生管理のためのカレンダーを作っていただくことによって、私たち小規模事業者は非常に助かっております。誰も食中毒を起こしたいと思って仕事をしているわけではありませんので、様々な講習や指導が支えとなり、私たちも安心して仕事ができるということで感謝しております。

日本食品衛生協会、AC ジャパンの支援による芸能人を起用したコマーシャルを流しています。やはり手洗いが大切だということです。今思い起こせば、コロナ禍でインフルエンザや食中毒が少なかったのは、皆さんが衛生管理をしっかりしていたということだと思います。手洗いの大切さを含めて、消費者の皆様も気をつけていただきますと、食中毒が減るということ、まず私たちが見本となってやるように頑張っていきますので、これからも皆様の御指導よろしく申し上げます。

【副会長】

自主衛生管理としてやっていただけますと、行政としても非常に助かりますので、よろしくお願いたします。非常にいい姿だと私自身も思っておりますので、よろしくお願いたします。

他にいかがでしょうか。

【委員】

5期計画案の11ページ、基本目標1(1)④「安全な特有林産物の生産の推進」について、県の方にお伺いします。現状と課題の2つ目に「放射性物質低減のための「栃木県きのこの放射性物質低減対策ガイドライン」の適用により出荷制限が解除されていることから、きのこ生産者にガイドラインの推進を図る必要があります。」との文面がございますが、このガイドラインがいつできたのか調べてみましたが、昨年11月に策定して、今年1月に適用になりましたと県のホームページで拝見できました。このようなガイドラインができ、今年1月から始まっているということは、新聞では報道しておりませんでした。これはもちろん生産者側に対するガイドラインであることは重々承知ではありますが、この文面ですと順番が逆になっていると感じます。「解除されていることから推進を図る必要があります。」ではなく、このようにやってきて、今ガイドラインができ、これをほかの生産者にも適用していくとのこと。県のホームページで探しますと、このガイドラインに基づき生産者が生産管理をした結果、現在133人が出荷制限の解除に至っている、とあるのですが、このようなことが全く県民の方には知らされておらず、県民が調べなければいけないのでしょうか。県のホームページにも載せていることは分かりますが、調べないと分からないということになりますと、説明不足であるのではないかと思います。この辺が今どうなっているのかということと、これからどうするのかということをもう少し丁寧に説明するようなことがあってもいいかと思ひ、質問させていただきたいと思ひます。

【林業木材産業課】

御質問のガイドラインにつきましては、もともと生産工程管理基準を策定し、平成30年から放射性物質の検査を行い、シイタケの出荷をするために、しっかり対応していくという目的で運用していたところであり、今回、これまでの知見を含めて、ガイドラインを新しく策定させていただいたところでもあります。県のホームページ上では、公表させていただきましたが、報道機関への周知が足りなかったとの御意見を踏まえまして、5期計画を御覧になった方が、時系列で県が行っていることを理解できるように、適宜修正等させていただければと思ひます。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

5期計画(案)については特に意見はありませんが、パブリック・コメントの中で関心を持ちましたのが、資料2の4番目の項目です。アレルギー対応施設のことですが、パブリック・コメントを提出した方は、現状をある程度把握されていると思ひます。専用調理室、あるいは専用コーナーを設置していない施設について、教えていただきたいのですが、このような

設備を導入されているところはかなり隔離度が大きいと考えていいと思いますが、それに対しての回答として、文部科学省が出している指針に則ってやれば、必ずしもそういう施設、あるいはコーナーを拡充しなくてもいい、と取れます。意見を出した方は、リスクの低減という意味で専用のコーナーや施設を拡充してほしいとの要望だと思います。例えばこの指針に則っていけば、そのようなことが必然的に完全に隔離されたコーナーのような形につながるのか等、県としての考えを教えてくださいたいと思います。よろしくお願ひします。

【健康体育課】

御質問ありがとうございます。給食施設ですが、本来は、専用コーナーを設置できればよいのですが、予算等の関係もありますので、文部科学省から出ております、この対応指針に基づき、今ある現状の施設の中で、いかにアレルギーが混入しないような形を取れるか、限られた施設の中でどのように対応するかということを検討しながら、安全に向けて各施設で取り組んでいただいている状況です。

【委員】

実際、県内でも専用コーナーや専用施設を設置しているところもあるのでしょうか。

【健康体育課】

単独校ではなかなか難しいですが、大きな規模の給食センターで、新しい施設で提供しているような所につきましては、アレルギー対応の専用室を設けまして、そちらの方で、安全な形で、アレルギーが入らないような形で調理をしています。

【委員】

わかりました。どうも、ありがとうございます。

【副会長】

若干補足しますと、基本的には公立の小中学校の設置は市町ですので、県としては指導の範囲からなかなか出ることができない状況です。文部科学省の指針というのは、ベストは隔離だけれども、財政的な話もありますので、既存の施設を使って、最低限守ってほしいこと、ベストではないですが、ベストに近いものが書かれています。もちろん、ベストに持っていければいいのですが、各市町、財政的には厳しいところがありますので、そこまでいけないところもあるというのも現状だと思っております。そういったところにぜひ持っていっていただきたいという、計画としての考え方というのは、あってもいいと思っております。

それでは次に、「令和8年度栃木県食品衛生監視指導計画（案）」について事務局から御説明お願いいたします。

【食品安全推進班長】

それでは、「令和8年度栃木県食品衛生監視指導計画（案）」につきまして、御説明させていただきます。

食品衛生につきましては、日々の監視指導や普及啓発を粘り強く継続して実施することが重要ということもあり、全体として大きな変更はありませんが、変更したところを中心に説明させていただきます。

まず、3ページ中段、3の(1)のエについて、輸出食品の認定施設につきましては、宇都

宮市を除く県内では、これまで、輸出食肉認定施設である、とちぎ食肉センターのみでありましたが、今年度、食肉製品として輸出認定を受けた施設があり、管轄する保健所では、今後、輸出する製品の確認作業や製造施設の査察などの対応が出てきますので、「輸出食品認定施設及び」という文言を追記しました。

続きまして、4ページを御覧ください。第4の1の(2)のアの1行目について、「施設に応じた HACCP に沿った衛生管理水準」を追記し、立入予定回数を決定する際に勘案することとしております。

また、アの下から2行目について、「取組状況の確認」の後に、「取組に応じた指導・助言」を追記し、4期計画で確認しました取組状況も勘案して総合的に取り組むこととしています。これに連動しまして、HACCP に沿った衛生管理につきましては、5ページの3の重点監視指導事項の(1)において具体的に記載しているところですが、2段落目の4行目で、「HACCP の取組状況等を確認し、」の後に「取組支援のための啓発資材等を活用し」と追記しています。事業においては、これまでの取組の中で、特に記録に関することが不十分であることが確認されましたので、毎年作成している「自主衛生管理カレンダー」を更に活用して記録の促進を行って参りたいと考えています。また、取組状況の確認をする中で、重要管理点の設定が難しかったという事業者も多かったことから、下から2行目ですが、「重要管理点の設定等を中心に」を追記し、これについても丁寧に説明し、HACCP の定着促進を図って参りたいと考えています。

続きまして、7ページをお開きください。(5)のアの食品表示法に基づく指導の項目で、「食品表示基準等に基づき」を追記しました。これは、昨年度の紅麹関連製品おける健康被害の発生を受けまして、機能性表示食品等において食品表示法で関係するのは食品表示基準となりますので、監視指導の際の重要な項目として、改めて明記したものです。いわゆる「健康食品」につきましては、10ページの第7の「食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項」においても記載があり、健康被害が発生しましたら、この項目に記載されている要領に従って対応することになります。

続きまして、10ページの1行目にお戻りいただいて、食品の放射性物質検査について、今年度まで乳児用食品として、粉ミルクの検査を実施していましたが、県内唯一の事業者について、原材料の原産地や自主検査結果を保健所で確認してきました結果、行政検査による確認は不要であると判断しました。

続きまして、12ページの第10の2のとちぎ HACCP につきましては、5期計画の説明にもありましており、令和12年3月までに、段階的に終了することとしましたので、4期計画までの認証取得の支援ではなく、終了までの間は、現在の認証施設が実施している衛生管理を定着させ、第三者認証が必要であれば、他の民間認証を取得するまで質の高い衛生管理を維持するための支援を行うこととして、全文を変えております。

続きまして、第11の1の(2)について、2行目で「食品衛生監視員を対象とした講習会を開催する」としていましたが、当課で開催する講習会のほか、国や他の自治体、公益社団法人日本食品衛生協会などが開催する研修会など、様々な機会を捉えて、監視員の資質向上を図るために、「外部研修等への参加を促進する」と追記しました。

続きまして、14 ページの別表1の立入検査実施計画について、給食施設について、若干組み替えて整理しております。給食施設には、飲食店営業許可施設と営業届出施設がありますが、許可施設をDランク、特定給食施設をEランク、その他の営業届出施設をFランクとしました。健康増進法に基づく特定給食施設につきましては、概ね大規模調理施設衛生管理マニュアルに準じた衛生管理を行っておりますので、「HACCPに基づく衛生管理を実施する施設」と同様、Eランクとしました。

施設見込数につきましては、これらの施設数を時点修正しまして、計上しております。16 ページ以降の取去検査実施計画につきましては、各保健所の取去稼働日数や、管内の食品製造施設の状況、試験検査機関の受入れ可能数などを勘案して決定しております。検査品目で変わっている点として、17 ページの食物アレルギー検査について、毎年、検査対象を変えながら、2品目を選定しております。昨年度は、小麦とそば、今年度は、乳と卵、来年度は小麦と落花生で実施することとしています。

また、先ほど御説明しましたとおり、(4)の放射性物質検査については、乳児用食品を検査対象から除外しました。

今年度からの主な変更点につきましては、以上のとおりとなります。

本計画案につきましては、現在パブリック・コメントを行っており、今後、計画の確定に向けて、軽微な文言や表現の修正等が発生する可能性がありますので、その点は御了承いただきたいと思っております。

【副会長】

御報告いただきました内容につきまして、御意見がありましたらお願いします。

【委員】

御説明ありがとうございました。アレルギー検査は高額なため検体数が少ないのも分かりますし、品目数も少ないのも分かりますが、考え方の整理をしていた方がいいと思えました。

特定原材料は、発症した人が多いものとして、今後カシューナッツが入ることになると思いますが、9品目となることとされています。小麦は様々なものに使われており、その流通量から考えますと、絶対多いです。一方で、ナッツ類は、プラスアルファするような食材と思われれます。2つ選ぶときに、流通上量が多いものと最近流通量や患者数が増えているものといったような、2品目を選んだ理由をイメージできるようにするのではないかと思います。頻度や流通量が考えられる指標ですが、もう一点は、例えば栃木県だけではなく、全国で検査をしていると思っておりますし、回収事例等も厚生労働省のホームページで確認できます。その中で問題がよく発生している特定原材料を次の年に選ぶなど、いつもそのようにするというわけではなく、今年の選定理由があるといいと思えました。以上です。

【食品安全推進班長】

御意見ありがとうございます。

基本的には、流通しているものというよりは、県内で製造しているもので、表示に記載不足がありそうなものなどを選定しています。

【副会長】

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で予定は終了ですが、何か事務局からございますか。

委員の皆さま方からいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、特にございませんようですので、本日の議事を終了させていただきます。事務局におかれましては、本日の会議で出ました御提言等につきまして、要望として反映を検討いただければ大変ありがたいと思います。

本日は長時間にわたり熱心に御討議いただきまして、ありがとうございます。以降の進行は事務局の方にお返しいたします。

【司会】

副会長、ありがとうございます。それでは最後に小島課長から御礼を申し上げます。

【参事兼医薬・生活衛生課長】

皆様、今日は長時間にわたりまして次期計画、5期計画（案）について御審議いただきましてありがとうございます。

いただきました御意見等、パブリック・コメントも含め、必要な修正を加えた上で、先ほど副会長からありましたように、行政的な決定の手続きに入りたいと考えております。

今回は、来年度、令和8年度にスタートします次期計画、5期計画案について検討いただきました。ということは今年度で4期計画が終わります。従いまして、来年度のこの推進会議につきましては、5期計画の策定が無事終了した暁には、年1回の開催ということで整理をさせていただきます。その際には、4期計画の取りまとめをお示しすることになりますので、引き続き、食の安全・安心・信頼性の確保につきまして御指導、御鞭撻いただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。今日は長時間にわたりどうもありがとうございました。

【司会】

以上をもちまして、第35回とちぎ食の安全・安心・推進会議を閉会させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。